

緑化駐車場内立体駐車場整備事業 特記仕様書

1 業務仕様書の位置づけ

本仕様書は、緑化駐車場内の立体駐車場整備事業(以下「本事業」という。)において、丸亀市が要求する施工水準を示すとともに、本事業の公募型プロポーザルに参加する者の提案に対して、具体的な指針を示すものである。

2 業務内容

(1) 業務名称

緑化駐車場内立体駐車場整備事業

(2) 業務概要

本事業は以下に掲げる業務を行う。

ア 事前調査等業務

- a. 電気設備等(電動車両用充電器を含む)に関わる関連機関協議、住民説明会等の近隣住民への対応
- b. 自走式立体駐車場建設に伴う集団規定の適合性に関する調査
- c. その他、事業に必要となる調査

イ 設計業務

- a. 自走式立体駐車場及びそれに関連する施設(管理室、トイレ、駐輪場含む)の設計
- b. 駐車場管制機器、電気設備(電動車両用充電器を含む)、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設計
- c. 敷地の外構等の施設の設計

ウ 建設業務

- a. 自走式立体駐車場及びそれに関連する施設(管理室、トイレ、駐輪場含む)の建設
- b. 駐車場管制機器、電気設備(電動車両用充電器を含む)、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設置
- c. 電気、上下水道の引き込み
- d. 敷地の外構等の施設の整備
- e. 新規建設に伴い、業務場所にて不要となる既存構造物等の撤去及び移設、解体・処分

エ 工事監理業務

- a. 上記ウで行う建設の工事監理

オ 関係機関への申請等手続き業務

- a. 確認申請ほか、事業に伴う各種申請等の手続き業務(申請等に伴う手数料等を含む)

カ その他、本事業を実施するにあたり必要な業務

a. 測量(平面測量、断面測量、境界測量)

b. 測量図面の作成

(3) 事業用地

ア 敷地所在地

所在地 丸亀市大手町2丁目地内(位置図等は別紙参照)

敷地面積 約4,084㎡

用途地域 商業地域

防火地域 準防火地域

高度地区 25m

特別用途地区 事務所地区

容積率 400%(都市計画法)

建蔽率 80%(都市計画法)

イ 工事施工に伴う工事用材料等の置場

西側に隣接する平面駐車場予定地は工事エリアとして使用可能とするが、不足する場合は、施工業者にて必要な置場を独自で確保すること。

3 事業に関する方針

(1) 基本方針

市役所や新市民会館などの周辺公共施設及び丸亀城等への来場者に対する駐車場の確保および公用車の集約化等を図るため、新たに立体駐車場を整備する。あわせて公用車の電気自動車化に対応するために、電気自動車用充電施設を設置する。

(2) 整備方針

ア 利用者にやさしく親しみやすい施設

a. ユニバーサルデザインなどに配慮した施設とすること。

b. サイン表示や管制設備などにより、分かりやすい施設とすること。

イ 安全で安心な施設

a. 利用者の事故や防犯面からの安全性が確保された施設とすること。

b. 駐車場への出入りがしやすく、駐車場内外においても極力渋滞を回避するよう配慮した施設とすること。

ウ 周辺施設に配慮した施設

a. 駐車場利用者が周辺公共施設等へアクセスしやすいこと。

b. 周辺交通、雨水、光、音等の近隣への影響について配慮した施設とすること。

エ ライフサイクルコストに配慮した施設

a. 建物の長寿命化、管理費の軽減等の観点から、経済性に配慮した施設とすること。

b. ライフサイクルコスト低減に配慮し、耐久性に優れた材料、設備とすること。

4 計画概要(要求水準)

(1) 規模及び概要

ア 構造規模

自走式立体駐車場及び付帯施設 (EV、倉庫等含む)

- ・形式：スキップ式 又は、スキップ式と連続傾床式の組み合わせ
- ・階数：5 層 6 段
- ・延べ床面積：約 7,100 m²

関連施設 (管理室、トイレ、駐輪場)

- ・鉄骨造、軽量鉄骨造等 平屋建て

イ 収容台数

240 台以上とする。(思いやり駐車場 2 台を含む。)

来庁者用駐車場 175 台以上

公用車駐車場 65 台

ウ 運用方針

- ・低層階を来庁者用駐車場、上層階を公用車駐車場とするが、1 階に約 23～27 台分の公用車専用駐車場エリアを整備する。その台数分に対しては、公用車専用出入口を設ける。それ以外の公用車については、来庁舎と同様の出入り口を利用する。
- ・公用車駐車エリアについては 50 台程度の電動車用普通充電器の設置を予定する。(詳細は、D04 参照のこと)

(2) 機能仕様概要

A 本体 構造	項目	機能・仕様
	A01 建築物	・国土交通大臣の認定を取得した一般認定駐車場とする。
	A02 総合耐震設計	・総合耐震設計基準「官庁施設の総合耐震基準」に基づき、次の性能以上を有すること。 構造体Ⅲ類 建築非構造部材 B 類 建築設備乙類
	A03 各階有効高さ	・各階の高さは 2.3m 以上とし、入り口付近には高さ制限バール等を設置し、安全確保及び施設保護に配慮した設計とすること。
	A04 耐荷重	・耐荷重及び転落防止柵の衝撃荷重については、車両総重量 2.0t 以下の車両について安全な構造とすること。
	A05 自動車出入口	・入口：県道 21 号線から、隣接する平面駐車場を経由しての進入を基本とする。 ・出口：平面駐車場を経由し、県道 21 号線及び市道東西 2

		号線の両方への退場を可能とする。
	A06 階段	・階段は各スキップフロアからアクセス可能な階段を1箇所以上、計2箇所以上設置すること。 ・階段は滑りにくく防音に配慮した素材とし、手すりを設置すること。 ・景観等を考慮した目隠し等を設置すること。
	A07 スロープ(車路)	・スロープ(車路)が必要な場合は、真空Oリング刷毛引き仕上げと同等以上のスリップ防止をすること。 ・傾斜部の縦断勾配は1/6(17%)を超えないこと。(緩和勾配も検討し、安全性に配慮した勾配計画とすること。) ・スキップ式と連続傾床式組み合わせの場合、駐車区画周辺の勾配は2.0%未満とすること。
	A08 転落防止対策	・自動車の誤操作等による衝突等に対して、転落防止対策がされていること。
	A09 その他	・日影や騒音等の影響を抑制する計画とすること。

B 内外装	項目	機能・仕様
	B01 外装材	・耐久性に優れメンテナンスなどの維持管理に配慮した材料を選定すること。
	B02 外観デザイン	・外観デザイン及び色彩については、周辺の景観に配慮しながら、利用者や周辺住民、通行者が親しみをもてるものにする。 ・利用者が快適に、安心して利用するため、特異な外観とせず、デザイン性に優れ、市民に愛着をもたれるよう配慮すること。 ・丸亀城及びその周辺施設へ配慮したデザインとすること。
	B03 周辺環境への配慮	・近隣の住居環境及び施設環境に配慮し、視線や自動車のヘッドライトなどを遮る構造とすること。
	B04 内装デザイン	・内部では照度が確保され、サイン等が明瞭に視認できるものとする。 ・利用者が駐車場所、駐車階層を容易に認識できるよう配慮したデザインとすること。
	B05 床材	・耐久性及び防滑性に優れた材料を選定すること。
	B06 その他	・ひまわりセンターの西側壁面ラインから、立体駐車場の壁面ラインのはみ出しを2.3m前後に抑えること。(別紙参照)

C 駐車区画・車路・動線計画	項目	機能・仕様
	C01 駐車区画 (1台あたりの有効寸法)	・一般駐車区画：幅 2.5m、奥行き 5.0m 以上 ・思いやり駐車区画：幅 3.5m、奥行き 5.0m 以上 ・小型車両(軽自動車等)の区画は設けないこと。
	C02 車路の幅	・一方通行：幅 3.5m 以上 ・対面通行：幅 5.5m 以上
	C03 駐車区画線	・15cm 以上の区画線とすること。 ・駐車区画は駐車しやすいように配慮すること。
	C04 車止め	・駐車の衝撃などで外れない構造とし、アンカー止めを原則とする。 ・高さは 8cm 以上で、幅は 60cm 以上とする。 ・二輪分とも設置すること。
	C05 自動車の動線	・円滑な誘導のために車路には誘導線を設けること。出入口、一時停止、徐行部分が認識できるように表示すること。 ・事故回避、渋滞回避に配慮し、かつ分かりやすいものとし、案内看板等サイン、ガードパイプ、ポストコーン、カーブミラー等を適切に設置し円滑な移動や入出庫が行われるよう配慮すること。
	C06 歩行者の動線	・安全性に十分配慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、車いす利用者やベビーカー利用者などを含め、誰もが利用しやすい動線計画とすること。 ・公用車を利用する職員にも配慮した動線計画とすること。
	C07 平面駐車場との連携	・隣接する平面駐車場との一体的な活用を見据えた整備内容とすること。

D 付帯設備	項目	機能・仕様
	D01 エレベーター	・11人乗り程度のエレベーターを1基以上設置し、全ての駐車区画から勾配 1/12 (8.5%) 以内の通路でアクセスできること。 ・各階に停止すること。 ・防犯面に配慮した仕様とすること。 ・ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。
	D02 場内案内板	・駐車後の案内、車両出口の行き先案内、高さ制限・重さ制限の案内、歩行者の動線等を表示する案内板を適切に配置すること。
	D03 照明設備	・照度は駐車場法施行令第 13 条の規定以上とすること。

		・ LED 等環境に配慮した灯具とすること。 ・ 点灯、消灯、全点灯、減点灯をタイマー等で制御すること。 ・ 周辺環境を十分に配慮した灯具とすること。
	D04 電動車車両用 普通充電器	・ 電気特性は以下を満たすこと - a 入力 30 A 単相 200 V、60 Hz - b 最大出力 6 kW ・ 自動でデマンド抑制することができること。 ・ 設置台数は最大で電動車 50 台分を予定している。 駐車場完成時に 50 台分すべて設置するのではなく、段階的に台数を増やすことができる設えとすること。ただし、50 台分を見込んだ電力容量のキュービクルを設置すること。また、30 台分の普通充電器を設置すること。 ・ 公用車駐車場エリアに、バッテリー充電用のコンセントを設置すること。 ・ 電気自動車に使用した電力と、その他立体駐車場で使用した電力をそれぞれ別に管理できること。(子メーター設置等)
	D05 その他	・ 場内に鳩等の野鳥が侵入した場合にも、糞害等が起こることのないよう対策を施すこと。 ・ 公用車駐車場については、一般車が誤って駐車しないよう、看板や文字等を利用して公用車駐車場とわかるように配慮すること。
	D06 倉庫	・ 25 m²程度の防災資材を備蓄できる倉庫を 2 か所整備すること。 ・ できる限り、駐車場内のデッドスペースを利用して設置すること。
	D07 トイレ	・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 14 条に適合した、24 時間利用可能なトイレを設置すること。 男性トイレ 小便器：2、個室：1 女性トイレ 個室：2 多目的トイレ 個室：1
	D08 管理室 (公用車)	・ 公用車の管理ができること。 ・ 4～5 人の公用車管理担当が常駐できる 25 m²程度とし、鍵の貸し借り等に対応できること。

		・電話回線にて外部と連絡が取れること。 ・電気・水道・空調設備を備えること。 ・公用車管理に使用した電気・水道と、その他立体駐車場内で使用した電気・水道をそれぞれ別に管理できること。(子メーター設置等)
--	--	---

E 管理 設備	項目	機能・仕様
	E01 出入庫管理装置	・入出庫時の渋滞を極力回避するシステム構成とすること。
	E02 場内管制機器	・駐車場の在車台数を常時計数し、立体駐車場出入口において満空車状態を L E D 表示すること。 ・台数計数の精度は誤差 0.5%を下回ること。 ・満空車表示の基準台数を容易に変更できること。 ・複数方向から車両が合流するポイントや、車路を歩行者が横断する箇所には、警報音付警告灯を設置すること。警報音については入切、音量調整及び時間調整が可能であること。
	E03 駐車場監視装置	・入口及び出口部分の重点監視を行うほか、駐車場各部、通路、階段、エレベーター内等も含む場内全体を見渡せるようカメラを配置すること。 ・録画機能を有し、2 週間以上全カメラの画像データを残すことができること。 ・画質は車両ナンバーが認識できる程度のものとする。 ・カメラにて監視中であることを掲示すること。 ・市が別途計画する工事がある場合は、必要な機能が確保されるよう協力すること。 ・公用車駐車エリアの映像については管理室で確認でき、一般駐車場エリアについては指定管理者が指定する場所で確認できること。

	項目	機能・仕様
F 排水機能	F01 排水機能	・施設の基本構造は原則として、国土交通省建築設備設計基準と同等によるものとし、大雨の際にも、開放部から降り込んだ雨水及び屋上階に降った雨水等が駐車場内に溢れることのないようにすること。 ・排水について、開渠の場合は原則として有蓋構造とし、最低断面を 250mm×250mm 以上とすること。また 5m に 1 箇所以上グレーチングを設けること。 ・排水について、暗渠の場合は原則として CSB I 型とし、最低断面φ 250mm 以上とすること。 ・排水の合流点及び開渠と暗渠の接続点については、原則として集水柵を設置すること。 ・車路横断部については、原則として暗渠にすること。

	項目	機能・仕様
G 外構	G01 外構フェンス	・敷地内への侵入を防止する措置(フェンス等)を行うこと。 ・フェンスの高さは、H = 1200mm 以上とする。
	G02 撤去	・既設構造物（舗装、側溝、臨時駐車場設備等）で不要なものは、原則撤去とする。
	G03 外構デザイン	・外構部には、周辺の公園整備と共通のデザインによる植栽や舗装の整備を実施すること。
	G04 外構照明	・外構部において車路、駐輪場にあたる箇所については照度 10lx 以上を確保できるよう、周辺の公園整備と調整した上で外構部の照明計画を実施すること。 ・灯具は周辺の公園整備と共通のものとする。
	G05 駐輪場	・立体駐車場の外構部の余剰スペースに駐輪場を設けること。台数は周辺の公園整備と調整し、デザインは公園整備と統一すること。

	項目	機能・仕様
H その他	H01 防災安全計画	・地震、風水害、落雷、停電、火災等への配慮、非常時の避難安全性に対する性能を確保すること。 ・死角の少ない計画とするなど、保安管理について配慮すること。
	H02 看板サイン	・外部案内板、各種誘導(注意)板、車両誘導表示その他を設け、利用者にわかりやすく機能的であるものにすること。

		・来庁者並びに公用車の利用に供するものである旨を表示すること。公用車駐車エリアについては、各車室ごとに公用車専用駐車場である旨と、公用車ごとの車両番号をそれぞれ記載すること。 ・各階毎の「満・空」表示をすること。
	H03 ユニバーサルデザイン対応	・各階ともバリアフリーとする。駐車区画、昇降機、敷地内通路は歩行者の安全性にも十分配慮し、車いす利用者、ベビーカー利用者にも利用しやすい計画とすること。
	H04 マイクロバス駐車スペース	・整備エリア内にマイクロバスを1台、常時駐車できるスペースを確保すること。立体駐車場内外は問わない。
	H05 公用車の管理	・公用車の洗浄ができる設備を設置すること。 - 洗浄スペースを別に確保する必要はないが、1階の公用車専用エリア内で洗浄等が行えること。
	H06 消防訓練棟との連携	・消防訓練棟からの訓練利用のために必要な空間および設備を、消防総務課との協議の上で確保すること。 ・隣接する消防訓練棟から、緑化駐車場内に公用車が進入できるよう配慮すること。(別紙参照)

(3) 費用負担

別添リスク分担表を参照

5 設計業務及び建設業務等に関する事項

(1) 設計業務に関する事項

ア 業務全般

- a. 受注者は、市と十分な打合せを行い、設計を行うこと。
- b. 市は、設計内容が提案内容及び要求水準に適合するか否かの確認を行い、その結果、条件を満たしていない場合は設計変更を求めることができる。
- c. 受注者は、進捗状況に応じて市に設計図書等を提出する等の中間報告を行い、承認を得なければならない。
- d. 受注者は、設計段階より近隣住民に対しての配慮を行うこと。
- e. 受注者は、その他本業務を実施する上で必要な業務を行うこと。
- f. 業務の実施にあたっては、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）として、受発注者で協力し、次の各号の実施に努めるものとする。
 - 1) ウェンズデー・ホーム
 - 2) マンデー・ノーピリオド

3) フライデー・ノーリクエスト

イ 進捗管理

業務の工程進捗管理については、監督員と定期的に連絡をとりながら受注者が主体的に行うこと。

ウ 設計変更の対応

- a. 発注者が必要と認めた場合、受注者は設計変更を発注者に求めることができる。
- b. 設計変更の手続き及び費用負担については、市と受注者が協議の上決定する。

(2) 建設業務に関する事項

ア 業務全般

- a. 受注者は、監督員と随時連絡をとりながら業務を進めること。
- b. 関係法令の遵守はもとより、工事関係者及び近隣住民の安全確保、地球環境保全への配慮をすること。
- c. 近隣住民より工程等の説明を求められた場合は、説明に必要な資料等の作成、配布、説明会開催、運営を行うこと。
- d. 騒音、振動の発生又は粉塵の飛散等に係る対策を行い、近隣への影響を最小限にすること。
- e. 工事施工計画書を作成し、監督員へ提出し、承諾を得ること。
- f. 工事関係者等の安全を十分に確保すること。
- g. 本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険(火災保険及び賠償責任保険等)に加入すること。
- h. 丸亀市週休2日工事実施要領に基づき実施すること。
- i. 下請施工が必要な工事については、市内業者への優先発注に努めること。

イ 建築工事

- a. 建築に必要な各種申請等の手続きを工事工程に支障のないように実施し、必要に応じ各種許認可等に資料の写しを添付したものを監督員に提出すること。
- b. 工事資機材の搬出入の際は、工事区域外での車両の駐車、工事に使用する道路の維持・管理及び清掃については自主管理を徹底すること。
- c. 工事完成後、法的に必要な完了検査、検査済証取得後の完成手続き業務を実施すること。
- d. 完了手続後、監督員のほか、市が発注する請負工事の検査に関する規定により検査を受けること。

ウ 特記事項

- a. 公共建築工事標準仕様書に準じて実施すること。
- b. 関連法規に基づいた設備計画とするとともに耐久性・更新性に配慮したものとすること。
- c. 建設発生土の処分に当たっては、土壤汚染対策法及び「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理すること。
- d. 「建築工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通知)」及び関連法規の規定を遵守し施工すること。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)の建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。
- e. 排ガス対策型建設機械を使用すること。
 - ・対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力 7.5〜260KW)
 - ・対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表 1(1 次基準値)
- f. 工事中は工事現場の周囲に仮囲い(高さ 3.0 メートル程度)を設置すること。
- g. 工事中は必要に応じて汚泥の流出対策を行うこと。
- h. セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合には、条件によっては六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、六価クロム溶出試験を実施して六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認すること。
- i. 工事現場は降雨、湧水等の排水を完全に行なえるよう十分な水替設備を設け、掘削部分に水を滞留させないように注意し、排水は必要に応じ沈砂枡を設けて土砂を流さないようにすること。

(3) 工事監理業務

- ア 工事監理業務を行う者は、関係法令及び適用基準等に基づいて業務監理を遂行すること。
- イ 業務の進捗状況に応じて監理業務内容を報告するなど、監督員と連絡を取り、かつ十分に打合せをして事業の目的を達成すること。
- ウ 工事監理を行う者については、設計内容に精通した者であること。

(4) 遵守すべき法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、建設業法(昭和 24 年法律第 186 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)、土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)、丸亀市景観条例

(平成 23 年条例第 10 号)のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照にすること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

- ア 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)
- イ 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)
- ウ 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編)
- エ 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編)
- オ 公共建築設備工事標準図(統一基準)(電気設備工事編)
- カ 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(機械設備工事編)
- キ 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(機械設備工事編)
- ク 公共建築設備工事標準図(統一基準)(機械設備工事編)
- ケ 建築設備設計基準
- コ 建築工事監理指針
- サ 建築改修工事監理指針
- シ 電気設備工事監理指針
- ス 機械設備工事監理指針
- セ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ソ 香川県福祉のまちづくり条例(最新版)
- タ 丸亀市公共事業コスト縮減計画(最新版)
- チ 丸亀市公共調達基本条例
- ツ 丸亀市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱
- テ その他関係適用基準等

6 提出書類

着手時及び設計完了時、工事完成時等の提出書類については、別添の「提出書類一覧」の通りとする。

なお、施工完了時の完成図面については、2 部作成し、市に提出すること。なお、これら完成図面は、PDF 形式データのほかに JW-CAD と互換性のある形式データを提出すること。その他詳細は、監督員との協議による。